

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員2名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、
12番 遠藤讓一、13番 阿部進

推進委員（2名）

1番 松田隆治、9番 奥水英治

- 4 欠席委員（農業委員1名＋推進委員1名）
会長代理 安河内龍一、 推進委員 13番 舟越俊茂

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第6号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第7号 農地法4条1項6号の届出について
- (3) 報告第8号 非農地証明願の提出について

6 その他

- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 荒牧 裕次

係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。8番 高崎委員、9番 水上委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第4条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、意見書を知事に進達します。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号2番 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 問題ありません。
- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さんは、本日欠席でございますので、
これは割愛いたします。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの報告を受けましたので質疑に入
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 担当地区の委員欠席で意見が確認できないまま採決してよろしいでしょ
うか。
- 係 長 委員については、本日急遽お休みとなり、本案件に対するご意見は聞け
ておりませんが、申請書の通知書について何も指摘なく押印されてお
りますので、特に問題ないと思います。
- 議 長 よろしいですか。他にございませんか。無いようですので採決を行いま
す。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成ですので、意見
書を知事に進達します。
- 議 長 つづきまして、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につ
きまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局
より説明をお願いします。
- 係 長 15 ページ議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、
16 ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

(併せて、事務局より、特定建築条件付売買予定地について説明)

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは、欠席ですが、事務局何かご
意見を聞いていますか。
- 事務局 はい。さきほど、ご連絡をいただき、本案件については、特に問題あり

ません、とのことですよ。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 隣接の宅地も同じ業者が事業をされていますので、特に問題ないと思います。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 先ほどの説明のなかで、一定期間と言われましたが、どのくらいですか。

事務局 土地の売買から住宅建築の契約までが約3か月で、転用事業者が団地を造成してから販売する期間がおおむね2年と計画されております。

委 員 資金計画について、残った土地に住宅を建築する資金というのは、一定期間がたった時点で見積書や資金計画書が提出されるのですか。

係 長 建売の状態での見積や図面、それに伴う資金計画が出されております。

委 員 特定条件付きで転用を認めるという動きは、住宅建築を促すという流れでしょうか。

係 長 注文住宅でも期限を決めますというもので、それを過ぎたものは建売ということだと思います。

委 員 規制緩和ということですね。

係 長 そうでございます。

委 員 住宅だけですか。店舗や会社というのは該当しないんですか。

委 員 その通りです、住宅だけです。ですので、今回共同住宅については該当しておりません。別々の申請内容になります。

委 員 今回の申請農地の隣に住宅が建っていますが、それも今回の転用事業者が施工したのですか。

- 係 長 転用事業者は同じですが、特定建築条件ではございません。
- 委 員 下水道は、使わないのですか、それとも、使えないのですか。
- 係 長 ここが田んぼであるため、元々下水道の区域に含まれておりません。転用事業者と下水道課とで協議をされておりますが、認可に時間がかかり、開発申請が先に進んでいる状況です。そこで、下水道を入れるより浄化槽を設置する計画を取られています。
- 議 長 この案件は、共同住宅と売買予定地ふたつの案件が一つになって上がってきており、私自身初めての案件ですし、大変珍しいケースです。しかし、今後、業者もそのような制度改正をにらんで、増えてくる案件とも思われます。そのようなことから、特に委員の皆さんにはしっかりと審議をお願いします。
- 議 長 よろしいですか。それでは他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。(全員賛成) 全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 23 ページ議案第8号 農用地利用集積計画の決定につきまして、24 ページをご覧ください。
農用地利用権設定等計画一覧表です。まず、(継続分)となります。
- 【説明】
- 新規分としては、26 ページからとなり、43 筆、6 件、合計面積 69,907 m²の利用権設定となっております。以上です。
- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 なし

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3，報告事項でございます。
報告第6号、農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第7号、農地法第4条第1項第6号の届出について
報告第8号 非農地証明書の届出について
一括して、事務局より説明をお願いします。

係 長 【説明】

引き続き、33 ページ報告第7号 農地法4条1項6号の届出につきまして、34 ページをご覧ください。農地法4条1項6号の届出に係る報告表です。こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【説明】

引き続き、39 ページ報告第8号 非農地証明願届出につきまして、40 ページをご覧ください。非農地証明願につきまして、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地について、承認を求めるものであります。非農地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらのものにつきましては法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第3号から第5号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますことから、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。